

沖縄における旧慣間切内法・村内法の類型的考察

上野, 重義
九州大学農学部農業経済学教室

<https://doi.org/10.15017/23320>

出版情報：九州大學農學部學藝雜誌. 44 (1/2), pp.17-32, 1989-11. 九州大學農學部
バージョン：
権利関係：



沖縄における旧慣間切内法・村内法の類型的考察

上野 重義

九州大学農学部農業経済学教室

(1989年6月6日 受理)

A Study of Village Bylaws under the Ryukyu Dynasty in Okinawa

SHIGEYOSHI UENO

Seminor of Agricultural Economics, Faculty of Agriculture,
Kyushu University 46-07, Fukuoka 812

I. 緒 言

一昨年、宮古島の干拓調査で沖縄を訪れた時、来間泰男氏ほか沖縄の農業経済研究者の方々と語る機会を得たが、その折、「いま自分たちが問題にしているのは、沖縄には封建制がなかったということだ」という話に接した。もちろん封建制一般という意味ではなく、いわゆる近世の小農の形成に焦点をしぼった意味においてであるが、それにしても大きな問題提起である。この仮説的問題提起にどう答えるかはこれから課題であるが、そうした問題提起をさせる根拠としてあげられたのは、例えば沖縄では寄生地主制の形成が弱かったこと、小作形態としては刈分小作が支配的だったこと、あるいは来間氏の表現によれば、沖縄には「いえ」がなかったことなどである。そして来間氏は「このような沖縄の特質は、本土農業とは違った分析の視角を要求しているのではないか」と結ばれた。逆に言えば、この問題意識が上記の封建制云々の問題を提起せしめているのである。

磯辺も、刈分小作の存在、特殊な相続慣行に注目し、「世界との共通性」ということでいえば沖縄農業こそが一般で、府県農業がすぐれて特殊なのだ」(磯辺, 1986, p. 17)と記している。こうした視角からみれば沖縄農業と日本内地のそれとの共通性は薄くなり、逆に東アジア、東南アジアとの共通性が強くなる。筆者の理解だが、こうした沖縄の歴史的特殊性を集約的に示すのが地割制度であり、来間によって強調されているウェーキ・シカマ関係ではないか。私はこうした問題に大きな関心を呼び起こされた。

というの、これより先、筆者は韓国(「土地調査

事業」(地租改正の韓国版)につき若干考察する機会があった(全・上野, 1987)。土地調査事業以前の韓国においては私的土所有の形成は弱かった。和田一郎は土地調査事業前には土地公有制が基本であり、私的土所有は欠如していたととらえた。この見解に対してはその後、小作関係を捨象しているという批判が出されてはいるものの、なお今日、研究の出発点をなしている(浜中, 1986, p. 12)。他方、沖縄では明治32~36年の「土地整理事業」まで地割制度が支配的であった。村の耕地は、百姓地、地頭地(士族配当地)、仕明地(開墾地)などからなっていたが、百姓地が過半を占めていた(表1)。これらの百姓地は村の共同所有地と概念され、2年から30年くらいで割替えられていた。こうした制度のもとでは私的土所有の観念は育ちがたい。土地整理事業はそうした前近代的な土地制度を改革するものであった。いわば地租改正の沖縄版である。韓国の土地制度を媒介にして筆者は沖縄の土地制度に関心を抱かせられたのであった。

地割制度は沖縄のみでなく、古くは中部ベトナムにも、ビルマにも、またジャワにもみられたところである¹⁾。沖縄に在住していない私としては、できればジャワかベトナムの地割制度について、いわば比較的研究に理解を深めてみたいと考えたのだが、比較的東南ア

1) かつてロシアのミールをはじめとして、沖縄以外に地割の慣習があることを指摘したのは内田銀蔵『日本経済史研究 下』(1921)であった。最近のものでは、丸尾 忍・山本秀夫編『現代世界の農業問題』(1970, pp. 198)にベトナムにおける地割制度についての指摘があり、ジャワについては加納啓良の「19世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」(斎藤仁編『アジア土地政策論序説』1976)がある。

表1 地種別農地面積(1750年)(単位:反)

	田	畠	計	割合(%)
百姓地 ¹⁾	31,220	106,932	138,152	67.1
地頭地 ²⁾	9,790	18,190	27,980	13.6
オエカ地 ³⁾	4,516	9,991	14,507	7.0
イロクモイ地 ⁴⁾	716	1,968	2,684	1.3
仕明請地 ⁵⁾	7,149	4,656	11,805	5.7
仕明知行地 ⁶⁾	2,277	867	3,144	1.5
請地 ⁷⁾	1,667	2,377	4,044	2.0
払請地 ⁸⁾	462	3,106	3,568	1.7
計	57,797	148,087	205,884	100.0

- 注: 1) 農民保有地。百姓地は沖縄本島では一定の年限をおいて割替えられた。地頭地とオエカ地も割替の対象とされたが、これらを除外した百姓地のみを割替の対象とする村落もあつた。
- 2) 元来は百姓地であったが1629年に百姓地から区分された。通例、小作に出されたが小作は刈分けで収穫の3分の1が農民の取分であつた。
- 3) 間切や村の地方役人の役地。
- 4) 神官ノロの役地。
- 5) 農民の開墾地。
- 6) 士族の開墾地。これらの開墾地は次の売渡地とともに地割から除外された。
- 7) 農民の返還地を士族に売渡したもの。
- 8) 農民の返還地を農民に売渡したもの。ただし中頭郡の具志川と北谷の両間切のみ。

出所: 琉球政府、沖縄県史 Vol. 3, 1972, 56頁。

ジア関係の文献が収集されている九大でも、これら諸国との土地制度、なかでも地割制度に関する文献は殆どなく、当初意図した方向での研究は当面問題にならないことを知った。そこで方針を変更し、さしあたり沖縄の特殊性に迫るべくとりあげてみたのが間切内法・村内法である。しかし沖縄関係の文献も九大では不備のものが多いのが現状で、本稿を纏めるに当たってはいろんな方のお世話になった。来間氏は自ら収集された文献の自由な利用を許され、安谷屋隆司氏にも御協力をいただいた。さらに琉球大学図書館所蔵文献の閲覧では仲地宗俊氏に、沖縄県史資料編纂室の資料閲覧では金城功氏のお世話になった。記して感謝したい。

ところで本稿で沖縄の村落共同体を対象とした理由について若干記しておきたい。沖縄における地割制度は明治の地租改正(土地整理事業)によって廃止されたが、その遺産は今日なお極端な零細地片として残され、農業合理化にとって大きな制約条件をなしている。この様な制度がなぜ行われたかは明らかではない。内地でも開墾地等では割替の制度がみられたが、それらは

部分的なもので、沖縄のように田畠を含む全耕地を対象とするものではない。その意味で沖縄の地割制度は特殊な性格を示している。他方、全体的な耕地の割替の例としてあげられる薩摩の門割制度や加賀藩の田地割制度とも相違し、沖縄のそれは共同体的性格が極めて強いとされている(山本, 1983)。

この制度の起源に関しては、薩摩の琉球侵入(1609年)を契機に導入されたという説と、それ以前から行われていたとする二説があり、決着をみるには至っていないが、いずれにしても地割制度を必然にする根拠の解明が焦点であろう。そうした観点にたてば両説の違いは決定的なものではないように思える。仮に前説に立って地割制度は薩摩の侵入を契機に新しく導入されたものだとしても、それにはそれだけの条件が存在していたからとみるべきであろう。津藩の例であるが、1796年、一志郡西部の38カ村で、^{じかた}地方や山林を平均して村方の頭割にしようとする地割の試みが、百姓一揆によって実現するに至らなかったという(児玉, 1957, p. 164)。他方、1734年、首里王府は地割制度を廃止する達しを出したが、地割の慣習は廃止されることなかった(金城, 1972, p. 59。山本, 同上)。そこには村落共同体の特質がかかわっているのではないか。これは私の直観である。また、村落共同体の構造を問題にすれば、いずれは「いえ」も問題にせざるを得ないであろう。こうして村落共同体の存在構造を当面の研究対象とし、まずその手掛りとして間切内法・村内法を検討してみたいと思ったのである。

間切内法・村内法についてはこれまでにもしばしば触れられている。例えば年貢の未納の際には、家財を差押え公売に付して決済する、それでも不足するときは妻子を身売りさせても完納させるという規定などは、つとに言及されてきたところである。内法という言葉は英國農村の bylaws を連想させる。年貢納入に関する規定のみでなく、もっと広く農地や山林、原野の利用に関わる村や間切の掟を示したものが内法であるとみられないか。だとすればそこには村落共同体の性格の一端が示されているはずである。本稿ではそれを検討してみたい。

用いた資料は『沖縄県史』(第14巻)に収録されているものであるが、内法はこれに尽きるものではない。例えば地割に関しては当然慣習的な取決め(内法)があったはずであるし、模合(講)についても内法があった。しかし県史に収録された「内法」には、それらの取決めは殆ど収録されてはいない。また旧くから農事競技会とでも言うべき原勝負²⁾が行われており、それ

にも取決め（内法）があった（仲吉, 1928 ①, pp. 447-9）が、これも「内法」には収録されていない。県史に収録された内法は、村落共同体全体の運営と秩序維持に関する内法が主であるといってよい。間切によつては村内法の中に地割に関する規定を含むものもあるが、簡単なものでしかない。本稿の目的からすれば、県史に収録されていない内法、とくに地割に関する内法は参考されるべきであろう。しかしそれは今後の課題としたい。

II. 間切内法・村内法の類型化

高良（1983）によれば、間切はほぼ現在の市町村区画に相当し、村は字に相当する。「間」は場所、方面を指し、「切」は区画を指すと解されている。間切の生成についての詳細はなお不明であるが、琉球王国形成の過程で上から編成されたものと考えられる。幾つかの村落（村は旧くはシマと称せられた）を統合して間切とし支配の単位としたのである。この制度は近世に引継がれたが17世紀中頃に間切の分割が行われ間切の数が増加した。間切制度は明治に入って行われた琉球処分によって沖縄県が設置されたのちも暫くは存続されたが、1908年（明治41）の沖縄県及島嶼町村制の公布により間切は町村に改称され姿を消した（図1に明治初年における沖縄県の間切を示した。）。

間切と村とはそれぞれ掟（内法）を持っていたが、それは明文化されない慣習法として存続されていた。奥村は、内法という言葉は官用語と思われ、間切や村ではムラジマイ（村締）、ムラガタミ（村固）、ムラジンミ（村吟味）などと呼んでいた。特定の呼称のないところも多かったと記している（奥村, 1977, p. 13）。時代とともにその内容は整備されていったが、変化してもいった。村落共同体本来の掟に支配者からの達し等々が盛り込まれ、これらをも含んだものが内法と呼ばれるようになつた。明治18年に政府は県を通じてこれらの慣習的内法の調査を開始した。この時に文章化された間切および村内法がのちに『沖縄県史』（第14巻）に収録されることになる。こうした経

2) 原勝負というのは、主に田畠の作物に関する耕耘の優劣を品評、審査するもの。ただし通例の共進会や品評会のように出品された物産品について審査をするのではなく、字を単位に全般的な審査を行うもので、審査項目は、①田畠の耕作方法、②作付作物の生育状態、③雑草の有無、④肥料置場の構造、⑤肥料製造法、⑥工芸作物の生育状態、⑦農道の管理状況、⑧屋敷地の管理状況などであり、審査は多年の慣行によって行われた（『沖縄県小作ニ関スル調査』昭和5年：沖縄県史第15巻, p. 465 参照）。

過からみれば、これらの「内法」は近世末期のそれであるとみてよいであろう。

ここで沖縄における近世について若干付言しておきたい。図2に示したように、沖縄の近世は1609年の島津の侵入から始まるとされるのが通説である。それまでは古琉球時代である。古琉球時代は各地に割拠した血縁の共同体が抗争しているグスク時代をもって始まり、その抗争はやがて尚王朝の形成にいたる。高良によれば、すでにこの段階に間切の形成があつたし、また近世琉球にみられる地頭地やオエカ地、ノロ地、百姓地などの耕地区分もみられるという（高良, 1987, pp. 203-6）。さて、『沖縄県史』に収録されている「内法」は沖縄本島地域のそれに限られている³⁾。すなわち島尻郡（本島南部）23、中頭郡（中部）11、国頭郡（北部）10間切、計44間切について間切内法と各村内法とを示す形式がとられているが、そのうちの幾つかは脱漏がひどい。例えば座間味間切（島尻郡）の場合には、わずかに2カ条が示されているにすぎない。また、中頭部では貢租及び小作料未納に関する規定のみが示され、その他の掟（内法）は省略されている。

これらの「内法」は、その明文化にあたって、王府が出した諸令達〔例えば「農務帳」（1734年）や「田地奉行規模帳」（1809年）〕が廻り所とされたため、かなり画一的であるとされる（金城, 1972, p. 69）。ごく若干の例外を別にすれば、たしかに「内法」は各郡ではほぼ同様である。しかし各郡内ではほぼ同一の内法も、郡間ではかなり相違している。本稿ではこれらの相違と例外に注目したい⁴⁾。脱漏がひどい事例及び漁業と硫黄の採取を主とする鳥島の場合を別にすれば、収録されている間切内法・村内法は発生的視角から形式的であるが凡そ次の三つに類型区分される。

- I 著落共同体的性格を保持している内法（島尻郡久米島仲里・真志川間切）
- II 過渡的形態（貢租未納に対する処置からAとBとに二分した。II-Aは類型Iに近く、II-Bは類型IIIに近い。島尻郡の間切は大部分がII-Bに属し、中頭部の各間切及び粟国島はII-Aに属する）

3) ただし那覇および首里間切については何も示されていない。しかし奥野の『南島村内法』（pp. 259-270）には両間切の村内法が示されているところから、間切内法もあったと推定される。

4) 間切および村内法につき、地域差ならびに時代差があることは、すでに奥野（上掲書、第2章）に指摘されている。しかし奥野の指摘は断片的なものにとどまっている。

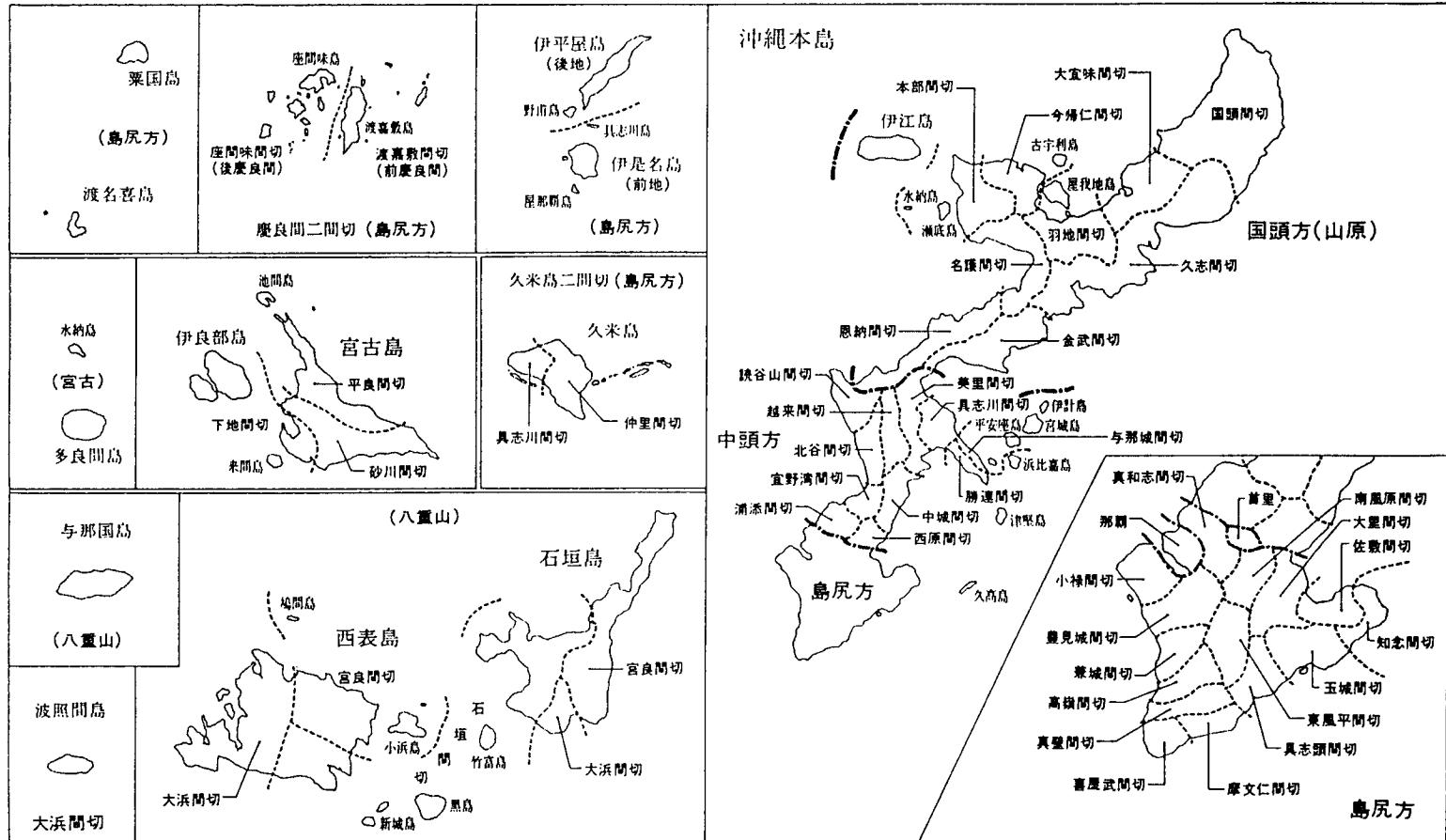


図1 沖縄の間切（明治初期）

出所：沖縄大百科事典（下），沖縄タイムス社，1983，508頁

III 王府支配体制の一環に組込まれた内法（国頭郡の各間切⁵⁾）

類型区分の指標は、抽象的には、村落共同体的性格が強いか、弱いかにおいては、具体的には、年貢未納の場合に対する内法の差を一次的指標とし、次いで内法の規定条文の形式を二次的な区分指標とした。類型Iは村落共同体に関わる掟（内法）という性格を強く残しているが、類型IIになれば、共同体は一定程度、支配体制に組み込まれ、内法もそれを反映して変質している。類型IIIの場合には、支配体制への組込みが一層強くなり、内法は共同体に関わる掟というより、王府が村役人に対して出した令達集といったほうがいいくらいである。類型Iは島尻郡久米島仲里・具志川の両間切のみで、いわば例外的存在である。残りは類型IIとIIIに属する。地域的に見れば、国豊郡の間切は殆どが類型IIIで、中頭郡と島尻郡の間切の殆どは、それぞれ類型II-A, II-Bに属する。以下、各類型の内容について考察してみたい。

III. 間切・村内法の検討

間切内法や村内法の本来の形態はどんなものか。それは村落共同体の秩序維持のための規定（掟）の集成と解したい。英國の例でいえば、bylawsがこれにあたる。耕圃(fields)を畠む垣根補修の分担、刈跡放牧、採草地の割当、共同放牧地に対する放牧頭数等々に関する規定から、落穂拾いに対する規制、あるいは豚を放牧するには豚が土をほじらないように鼻環を付けるべしというような細々した規定をもうけたものまでがあった(Ault, 1972)。

1. 村落共同体的性格を保持している内法(類型I)

他の間切の場合、標題は、たんに「間切内法」とされているのに対し、この両間切の場合は「間切諸事取締旧慣内法」とされている点に特徴がある。この「旧慣内法」は、まずははじめに内法に違反したものからは科米を徴収するという規定ではじまる。科米は違反事項の軽重により米1升から5斗までの範囲で課される。科米の徴収は違反を申し渡された日から30日以内とし、期限内に納入しないと財産を差押え公売に付し決済する、それでも不足するときは親類または⁵⁾与で負担

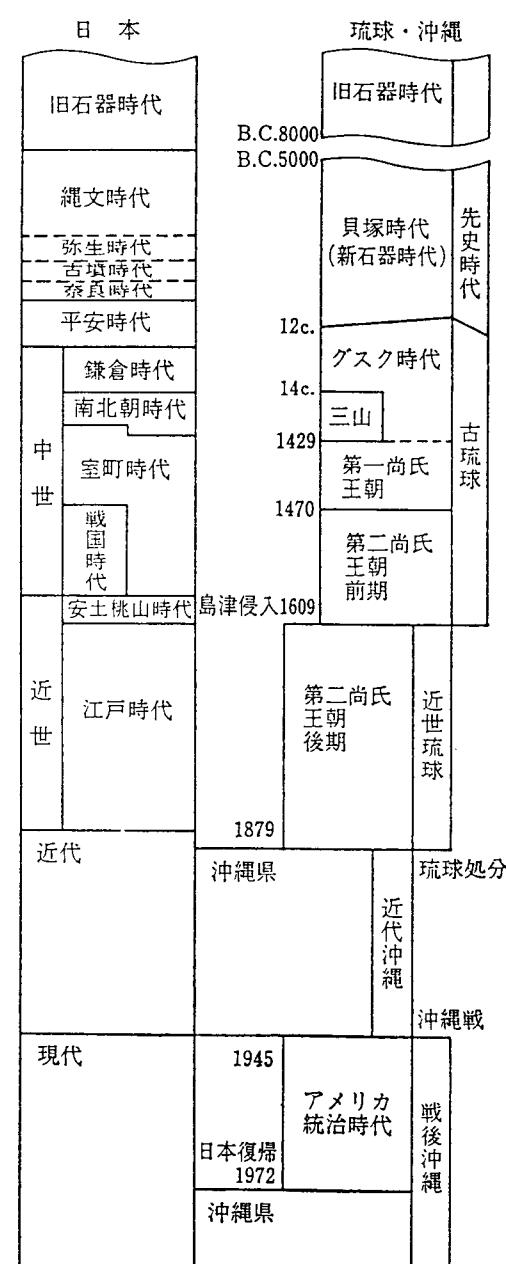


図2 琉球・沖縄と日本の時代対照図
出所：高良倉吉, 琉球王国の構造, 1987, 2頁

5) 県史に収録されている大宜味間切の内法は甚だ不完全なものである。その全文は奥野の著書(pp. 184f.)に掲載されているが、これでみると村内法は全条109条に及ぶもので、国頭郡の他の間切のそれと同じ類型である。間切内法は奥野の著書にも示されていないが、村内法の形式からみて間切内法も他の間切と同様であったとみて間違いない。

することとされている。内法違反に対し、科料を金銭ではなく米で徴収するというところに他の場合とくらべ両間切内法の旧さが窺われる。尤も徴収した科料は時価にて換金し番所に蓄えておくというもので、貨幣

表2 久米島仲里・具志川間切内法¹⁾(類型I)

- (1) 農事に関する規定
- * 農事寄合に故なく欠席したもの。
 - * 公益のための夫役に遅刻、不参、あるいは実用に堪えないような者を出役せしめたもの。
 - * 農事について村役人の下知に従わなかったもの。
 - * 共有の溜池の堤防を破壊して引水したり、あるいは他人の田より引水したもの。
 - * 水道(水路)の巡回を怠り、違反者を咎めなかつたもの。
 - * 牛馬を繋留せず、山野荒地に放し飼いにしたもの。
ただし牛馬が田畠の作物を食い荒した場合には作主に賠償すること。
 - * 堆肥材料を堆積せず、肥料の取扱いをおろそかにしたもの。
 - * 柚山、山野に縄火を持ち込み、または焼失せしめたもの。
 - * 柚山、山野の竹木をみだりに伐採したもの。
 - * 防風林の竹木を伐採したるもの。
- (2) 生活面に関する規定
- * 諸事寄合に遅刻したり、欠席したもの。
 - * 田野の植物や家畜を盗んだもの。
 - * 盗みを知りながらこれを隠匿したもの。
 - * 村々に回覧すべき文書を紛失したり、理由なく回送を遅らせたもの。
 - * 時よた²⁾を用いたもの。
 - * 他島より来たものを無届で泊めたもの。
 - * 無断にて他島に渡つたもの。
 - * 雇人の身元を確かめず、村掲等³⁾に申し出ることなくみだりに雇い入れたもの。
 - * 罪を犯したものを雇い入れたもの。ただし服役後、放免となつた者はこの限りにあらず。
 - * 雇人で雇主の下知に従わないもの。
 - * 雇人にして欠落(逃亡)の企てをなし、雇主に迷惑をかけたもの。
 - * 諸物品を販売したもの。
- (3) 貢租納入に関する規定
- * 貢租の納入が済まないうちに米穀を以て物品を購入するもの。
 - * 貢租織布に不良品を納めたもの。
ただし粗悪品は良品と取換えさせる。
 - * 貢納織布並びに染色で村役人の下知に従わなかったもの。
 - * 貢納期日までに織布を納めないもの。あるいは怠納したもの。

注：1) 各条項の記述に先立って、以下の内法規定に違反したものは料科として米1升から5斗を課すと記されている。

2) 祈禱の一種。病人などが出た場合、死靈、生靈の祟りなどと称して牛や豚を殺し祈禱を行うもの。
3) 地頭代(間切行政の最高責任者)や夫地頭(地頭代の補佐役)の下に掲があり、その下に耕作当、山当がいた。内法にしたがい田畠の管理にあつたのが耕作当、山の管理にあつたのが山当である。

資料：沖縄県史 vol. 14 (資料編4：雑纂1), 255頁以下 (表3-1および3-2も同じ)。

経済と全く断絶していたわけではない。蓄えられた料金の使途についてこの両間切の内法では別段の規定はみられないが他の間切の例からみて、間切の共通費(田畠山野の管理、道路、堤防等の補修)に充当されたものと推定される⁶⁾。

仲里・具志川両間切の場合、間切内法は村落共同体

6) 栗国島の場合には、村費用と(備荒)貯蓄にあてるべく、百姓地1地につき唐芋2坪を植栽すべしという特殊な規定がみられる。この唐芋を那覇で売却し換金するのである。古くは他の間切にもこうした例があつたであろうが、内法に唐芋植栽の条項がみられるのは栗国島のみで他にはみられない。

の秩序維持に関する規定が大部分である。(細かな説明は省く。表2に示した「農事に関する規定」、「生活面に関する規定」を参照されたい。)とはいへこの内法も村落共同体の秩序維持のみでなく貢租納入に関する規定を含んでいる。しかし貢租未納の場合にも、他の類型にみられるような家財の差押え、公売といった規定ではなく、また内法に関してしばしば言及される「妻子を雇いに差遣わさせ」とか、「身売りさせ」というようなきびしい規定もみられない。この両間切の内法はまだ村落共同体の秩序維持の性格を強く残している。その意味でいわば原型的であり、これが両間切内法を類型Iとした理由である。この関連で注目すべきは農事

のみならず村の運営に村民の参加が義務づけられており、諸事寄合いで欠席したり遅刻したりしたものからは科米を徴収するとしている点である。この条項は類型II, IIIではもはやみられない。つまりII, IIIの類型にあっては共同体内部における農民層の分化が著しく共同体の運営が有力者を中心に行われていることを示すものとみてよい。英國の場合にも村の集会(vestry)は旧くは open であったが、農民層の分化が進行するにつれて有力者を中心とする closed vestry へと変化していった(椎名, 1962, p. 76)。仲吉によれば、琉球の村の運営は、村役人のほか「位所」(位階を有するもの), 「筆頭人」(旧村役人)を中心に行われるのが一般であったという(仲吉, 上掲論文, p. 446)。ただし仲里・具志川間切の場合と言えども、雇人に関する規定がみられるところから、共同体内部における農民層の分化はかなり進行していたことが窺われる。しかし村の運営は村民の寄合いを基調として行われていたことを内法の規定は示している。

2. 過渡的形態の内法(類型II-A)

(1) 粟国島の内法

類型IIについては粟国島の場合を最初に取り上げたい。粟国島の内法は、類型IからIIIへの過渡的形態として類型IIとしたが、同じ類型IIでも他の事例にくらべてIに近い性格を示す。その意味でII-Aとしたのである。粟国島の場合も先にあげた仲里・具志川間切の場合と同様、間切内法と村内法の区別はないが、それは離島で村落の数が少ないためなのか、それとも古い形態の場合には間切内法と村内法との区別がなかったのか、詳らかではない。中頭部の場合にも間切内法のみが示され村内法は示されていないが、それが省略によるものであることは条項別に村内法違反件数を記した奥野の研究から明らかである⁷⁾。

繁雑を避けるため粟国島の内法の各条項の表示は省略するが、その主要点は次の通りである。

①印部土手(検地の基準点)その他構築された土手の取崩し禁止; 道路敷を切り細め畠とすることの禁止; 芭蕉、唐芋、その他作物、野菜の窃盗禁止; 牛馬

7) 奥野の上掲書(pp. 290ff.)に「明治27年中各島並各間切内法及村内法処分明細取調表」が示されているが、この中に中頭郡宜野湾、中城、西野の三間切の例があげられている。宜野湾間切の場合についてみると、違反者男子35名、女子18名であった。最も多いのは、芋蔓の刈取り、次いで多いのが甘藷の採食であった。井泉の汚濁は女子によるもので女子18名の半数はこれである。なお女子の場合、そのほかに他村人と密通し私生児を産んだ件で処罰されたものが1名、残りは甘藷の採食、芋蔓の刈取りであった。

の放し飼いの禁止; 山野の下草刈り禁止; 井泉の清潔維持等々に関する規定の内容は、類型Iと共通する。

②類型Iとの相違は貢租未納に対する規定である。粟国島内法では、貢租及び民費不納の者に対しては、本人が拒否しようとも家財を引揚げ公売に付し、未納を決済するとしている。それでも不足すれば親類に負担させ、なお不足すれば与中に負担させるとしている。類型II-B, IIIの村内法にみられる「妻子の身売」に関する条文は(まだ)みられない。ただし貢租未納にしながら、その後も未納のおそれの強い者に対しては土地を引揚げるとしている。これは類型II(A, B), IIIに共通する特徴である。

③上納すべき租税(貢租)を村役人が私借し返済しない場合については、免職の上、財産を差押え公売に付して私借分を決済する、それでも不足する場合には親類に弁償させるとしているのみで、類型II-B, IIIでみられる「妻子身売」云々の規定はみられない。むしろ親類に弁償せても「尚ホ応セサルトキ(なお不足する場合)ハ民損ニ帰ス」としている。ただし「民損ニ帰ス」と明記しているのは粟国島の場合だけで、他には例がない(この点からみれば、粟国島は同じく類型II-Aとした中頭郡の諸間切より、一層類型Iに近いとみられ、厳密には中頭郡とは区別して扱うのが至当であると思われる。)。

(2) 中頭郡の諸間切内法

中頭郡の各間切については、すでに記したように貢租未納と小作料未納の場合の規定しか示されていない。また先にあげた奥村の著書(『南島村内法』)でも同様なので、間切内法全体がどんなものであったかは不明である。ただし貢租未納に対する措置は粟国島の内法と大同小異である。例えば読谷山間切の場合についてみると、「地人で貢租を未納にし、村撫頭から二度、三度督促を受けてもなお払わない者には、納入の日限を切らせ、約束の日限までに納入しなければ家畜家財を引揚げる旨、申し渡しておく。約束の日限が来ても納入されなければ約束通り家畜家財を引揚げ、公売に付して未納高を決済する。それで足りなければ親類に負担させる。なお不足する場合は与中に負担させ、なお不足それが村の負担とする。二度も三度も貢租を未納にし、親類、与、村に迷惑をかけた場合、その者の土地は引き揚げる」としている。土地引揚げについて読谷山間切内法は、貢租未納で与や村に二度三度と迷惑をかけた場合としているが、これはむしろ例外的で、貢租を未納とし与や村の人に迷惑をかけながら、なお未納のおそれのある場合には土地を引揚げると規定し

ているものが殆どである。なお上述の条項には、「妻子の身売」に関する規定はない。ただし「公金利用」の場合は別である。

先にもふれた通り、中頭郡の間切内法として示されているのは、殆どが貢租未納の場合と小作料未納の場合に関する規定のみであるが、例外として読谷山間切の場合には、村吏員（村役人）が上納すべき金穀を私借した場合について「公金（ヲ）私用スル者（ノ）取扱」規程が別記されている。ここでは家畜家財を差押え公売し、なお不足する場合には「本人及ビ兄弟、子女ヲ婢僕、娼妓ニ売却シ之ヲ弁償セシム」という厳しい条文がみられる。女子の身売の場合、娼妓という言葉が注意をひく。身売先は必ずしも村内とは限らなかつたことが窺える。身売によつても決済できなければ親類に負担させ、それでもなお決済できなければ、与、村と順次負担の範囲が拡げられていくことになる。「公金」（上納金穀）の私借に対し、貢租未納の場合には（まだ）みられない「身売」が織り込まれた背景には、もちろん貢租の確保を第一義とする支配者の意向が反映されていると言え、なお共同体の倫理が強く働いていると解釈したい。つまり「お上」という意味での公とは別の次元での共同体の「公」の論理が貫いている。

3. 過渡的形態の内法（類型II-B）

村落共同体が支配機構に組み込まれていくにつれ、内法は共同体内部の掟といつて、王府の令達集といった性格が強くなる。その典型が類型IIIであるが、それに至る過渡的形態として類型II-Bの場合を検討してみたい。事例として豊見城間切（島尻郡）をとりあげる。豊見城間切では間切内法と村内法とが区別されている。まず村内法の方から検討する。

(1) 豊見城間切の村内法

表3-1をみると、この間切の村内法は、なお村落共同体の掟といつ性格を強く残しているものの、類型Iにくらべ、村役人（掟、耕作当、山当：これらの村役人については表2の注3参照）が、ある程度、支配機構に組み込まれていることがわかる。それは例えば表中、「農事に関する規定」の中で、耕作の後れた箇所の耕作を進めることができ耕作当の義務とされていることに示される。村役人が支配機構に組み込まれる在り方は間切内法の場合には一層顕著となる。詳しくは後述するが一例をあげると、それは村民が間切内法に違反した場合、違反をした当人のみならず村役人からも科金を徴収すると規定した条項が多い点に示されている。類型IIIになると、間切内法のみでなく村内法でも村民

が内法に違反すれば村役人にも科金をかけるという条項が多くなる。しかし類型IIとした豊見城間切の場合、村内法はそこまでには至っていない。

さて豊見城間切の村内法についてては、類型Iおよび類型IIIとの関連で、次のような特徴を指摘することができる。

①田畠境界の変更禁止や牛馬の放し飼いの禁止、あるいは山野の下草刈りの禁止等々の条項は、類型IともIIIとも共通する。ただし田畠の耕作や植林で耕作当、山当の指示に従うべしといった規定、あるいは耕作の後れに対する措置の条項はIIIと共通するが、Iにはみられない。

②井戸や泉の清潔維持、盗みの禁止等の条項は生活共同体としては当然のことであろう。ただし通行中の放歌の禁止とか、三味線をかき鳴らして遊ぶことを禁止するなどといった規定は、類型Iにはみられない。他方、類型IIIでは以上の禁止規定はもちろんだが、正月や長寿の祝、葬儀時の会食の内容等々についてまで細々と規制が加えられている。

③雇人の逃亡時の措置や小作料未納に対する措置の条項を生活面の規定に含めたが、果たして妥当であったか、多少疑念がないわけでもない。内法といつのは本来共同体の成員すべてが守るべき掟であるとみられる。その限り、雇用とか小作關係というような特定の人ととの関係は内法の埒外にあるとみられるからである。しかし、こうした場合に対する「公法」が存在しない段階では共同体のサンクションに依拠せざるを得なかつたとみられる。ここに示された条項は類型IIIでも変わりはない。類型Iでは、明文化された条文からみる限り、こうした厳しい規定はない。共同体内部の農民層の分化はそれほど著しいものではなかつたのであろうか。

④貢租未納に対する措置として「妻子を雇いに差遣わさせ云々」いう規定がみられるが、類型IIIでは、妻子を「雇いに差遣わさせ」という表現ではなく、妻子を「身売りさせ」という表現になっている。この表現の違いが実質的な相違を示すのか、それとも同じ内容をただ違った表現で示したものか、この限りでは明らかではない。しかし以下に示すところからみて両者には本質的な差はなかつたというのが私の理解である。

内法で「妻子を雇い差遣わさせ」あるいは「妻子を身売りさせ」という場合、その身売り先、あるいは雇い先はどこであったか。先に引用した読谷山間切の場合、女子を娼妓に売るという条文があった。しかしそれに先だって婢僕といつ言葉が記されている。つまり

表3-1 豊見城間切、各村内法（類型II-B）

- (1) 農事に関する規定
- *田畑畦畔の取り崩し禁止。
 - *田畑と原野、道路との境界の変更禁止。
 - *田畑の作物に損害を与えるべからず。
 - *許可なく小堀の魚を取ること、また田畑に立入り蛙を探ることを禁ず。
 - *山野、茅場、田畑等に牛馬を放つべからず。また牛馬を野飼いにしたり、道路に繋ぐことを禁ず。
 - *田畑の耕耘、植林においては耕作当¹⁾、山当²⁾の指示に従うべし。
 - *耕作当は田畑を巡回し、耕作後後の場所は与中に申し付けて耕耘させるべし。本人からは与中出方一人につき20銭以下の料金を徴収し、耕耘者に支払うべし。
 - *山野より生木、下草、茅秣草、ソテツ葉等の刈取り禁止。
 - *無許可の採石禁止。
 - *墓所の新築、拡充には許可を得ること。無届けの修理も禁止する。
- (2) 生活面に関する規定
- *他人の屋敷の野菜、果物の窃盗を禁ず。
 - *争論を禁ず。隣近所、与中の説諭を聞き入れず我儘な者は20銭～2円の料金を処す。
 - *通行中の放歌を禁ず。この規定は他間切の者にも適用され、それ相当の料金を徴収する。
 - *平日に男女集まり三味線をかき鳴らすことを禁止する。
 - *牛馬の売買や取替の際、集まって飲酒をしてらならぬ。
 - *時よたを禁ず。
 - *井泉を汚してはならぬ。
 - *雇人不届きということで差し戻された場合、又は雇人が逃亡した時は5日以内に前渡金を返済すべし。5日を過ぎれば一日につき男は10銭、女は5銭の金利を課す。前渡金の返済なきときは借主および保証人の家畜家財を差押え公売に付し前渡金（並びに金利）を徴収する。
 - *小作料不納の時は、家屋財産を差押え公売し決済する。残金があれば本人に返済する。不足するときは保証人より徴収する。このちなお未納のおそれのある者の土地は引揚げる。
 - *年限が来ても小作地を返還しない者は、本人の諾否に拘らず立毛もろとも土地を引揚げる。
- (3) 公金の管理
- *赤貧で料金支払いの不能の場合には、親類、与中にて負担のこと。雇人の場合には雇主が支払うこと。
 - *料金は掟、耕作当、山当にて保管し、田畑、山野の取締、道路、堤防等の修理費に充当する。
 - *掟、耕作当、山当等の村役人は村方の米錢（公金）を私借してはならぬ。私借した場合は料金を徴収する。私借金返済のないときは、本人の財産を差押え公売に付す。それでも不足すれば親類、与中の財産を差押え公売に付し決済する。
- (4) 貢租未納に対する規定
- *貢租、公費未納の者は家畜家財を差押え公売し、未納金の決済に充てる。それでも不足すれば妻子を雇いに差遣わせる。それでも不足すれば親類に負担させ、なお不足すれば与中、村中、間切中に及ぼす。このちなお未納のおそれがある者は、土地を引揚げ他の者に掛け換える。

注：1), 2) については表2の注3) 参照。

男子は「僕」に、女子は「婢」に売るというのである。この関連で注目をひくのが、来間によるウェーキ・シカマ関係の研究である。来間によれば、「身売」の形態には二種あって、「住み込み」で労役に従事する場合、これをイリチリと呼び、「通い」で労役に従事する形態がシカマとされている（来間ほか、1979, p.5）。富裕な農家（ウェーキ）に下男、下女として住み込みの年雇となったり、通いの年雇として働くという形態である。住み込みの年雇は別として、通いの年雇というのは（本土では）一般的でなく、注目をひく。しかし通いの年雇という形態は沖縄ほど一般的ではないにせよ、

本土にもあった。沖縄におけるシカマと等置するつもりはないが、通いの年雇は近世末の佐賀にもあった。しかもそれは「身売」という関係を通してのものであつたことが山田によって示されている（山田、1967, pp. 272-4）。いまは佐賀におけるこの「身売」があらためて注目をひく。

(2) 豊見城間切の間切内法

以上は村内法についての検討であった。以下、本項では間切内法をとりあげ検討してみたい。

①表3-2の「農事に関する規定」から窺えるのは、開墾の禁止、耕地境界の変更の禁止、植林の奨励等の

一方、耕地や道路等の補修など、村落共同体における再生産条件の維持と保全である。だがすでに指摘したように、これらの諸規定は村落共同体の成員に対するものであるが、同時に村役人に対する規定でもある点に（類型Ⅰにはみられない）特徴がある。村民が内法に違反すれば違反した本人に科金が課されるだけでなく、村役人各にも科金が課せられる。もちろんこの科金は違反した本人のそれよりも低額ではあるが、村役人にも科金をかけることにより彼等をして村人を監督せしめ、秩序の維持をはかっているのである。表示は省略するが、内法違反の場合の科金の額は同一ではなく、条項毎に明記されている。それに応じて村役人に対する科金の額も規定されている。村役人に対する科金についての今一つの特徴は、役向きによってその金額が相違する点である。一般に掟は耕作当や山当よ

りも多額の科金を課せられる場合が多い。

②貢租の納入についても村役人の責任は重い。貢租未納となれば「彼等を番所に拘留し、それでも完納されなければ村役人あるいは村民の家畜家財を差押え公売に付す」と内法は規定している（§10, 14）。掟、耕作当、山当といった村役人は地人（間切旧来の住民で平民）であり共同体の一員である。共同体組織における村の有力者（役人）を強制することによって支配体制の強化がはかられているのである。

③それにとどまらず、村役人が支配体制の一環に組み込まれていたことは、「村役人の義務」として示した条項に窺える。類型Ⅲともなれば一層その性格は強くなり、村役人は首里王府の官吏ともいべきものに変貌する（後述）。

④村や間切の秩序維持に関し、その秩序をみだす「我

表3-2 豊見城間切、間切内法（類型II-B）

- (1) 農事に関する規定
 - *百姓地、地頭地、仕明地、山野など、許可なく開墾すべからず。違反あれば本人は勿論、村役人（掟、耕作当、山当）にも科金を課す。
 - *田畠、原野の境界の変更禁止。違反した場合は本人及び村役人に科金を課す。
 - *春秋2度、原勝負と称し、田畠の耕作や屋敷、道路の手入れ状況を検査し、怠ったり手後れの者があれば科金を課し、村役人にもその十分の一の科金を課す。
 - *暴風雨の時、人家、田畠、山野、道路等の破損があれば速やかに届け出ること。遅滞あれば村役人に科金を課す。
 - *道路、橋梁、田畠、印部土手（検地の基準点）等の破損箇所は速やかに修理すべし、遅滞あれば村役人に科金を課す。
 - *松、棕櫚、櫻、ソテツ種苗の植付けを怠った村の村役人には科金を課す。
 - *百姓地質入れ禁止。違反すれば本人並びに村役人に科金を課す。
- (2) 科金の管理
 - *科金は地頭代が保管し、田畠山野の取締、道路、堤防等の修理に充当する。
 - *赤貧で科金の納入不能の場合は、親類、与中で負担すること。
- (3) 村役人の着務
 - *文子などの役人は御用を遅滞なくつとめるべし。遅滞や遅刻あればしかるべき科金を課す。
 - *掟、耕作当、山当は、故なく村屋¹⁾に欠席すべからず。
 - *掟、耕作当、山当、その他人民は番所²⁾の呼出があれば出頭すべし。
 - *上納の金穀を私借した場合は返済の上、科金を課す。返済しない場合には本人の財産を差押さえ、公売に付し弁済させる。不足すれば妻子を雇いに差遣わさせ弁済させる。それでも不足すれば親類、与中、村中に弁済させる。
- (4) 貢租未納に対する規定
 - *期限を過ぎても貢租を納めない村があれば、村役人を番所に拘留する。逃亡すれば然るべき科金を課す。
 - *それでもなお完納しなければ、村役人または村民の家畜家財を差押え。期限経過後は公売に付し未納分に充当する。残金があれば返却する。
- (5) 秩序維持に関する規定
 - *みだりに各家で集会を開くことを禁止する。村役人がこれに与した場合は科金ないし免職に処す。
 - *番所の説諭を聞き入れず我儘な者は1円～2円の科金に処する。

注：1) 掟、耕作当、山当などの村役人が詰めた村事務所。

2) 地頭代以下、文子（書記に相当する下級役人）に至る地方役人が詰めた間切の役所。市町村制施行の後は町村役場となった。

儘なる者」に対する制裁の規定があるが、これについても後にゆずる。

4. 支配体制の一環に組込まれた内法（類型III）

類型IIIについては、これまでのように特定の間切なり村の内法の各条項を表示することはしない。というのは類型IIIにあっては、間切・村内法の条項がそれぞれ百条近い（時には百条を超える）大部のものであるからであるが、また表示を省略してもこれまでに述べてきたところから、その基本的性格は明らかであると思われるからである。以下若干、補足的な説明を加え、具体的な条項の表示省略に代えたい。

(1) 羽地間切の村内法

①羽地間切（国頭部）でも、村落共同体の耕地や山野の管理・保全等に関する規定が間切内法あるいは村内法に盛り込まれている。この点に関するかぎり類型IIと相違するところはない。ただ違うのは、類型IIにあっては内法の諸規定はまだ共同体構成員が遵守すべきものとする建前を残していたのであるが、羽地間切（類型III）の場合、こうした性格は失われ、内法は村役人が遵守すべき規則として記述されている点である。この特徴は間切内法で一層強くあらわされるが、村内法にもあらわされている。それは例えば村内法の第1条が、村役人の心得として精神的訓話ともいべき内容となっていることに示されている。すなわち「夫地頭（地頭代の補佐役）、捷は自らを慎み、すべて正道を旨として相勤め、百姓の鑑となるようにせよ。農業や工（業）の振興に努め、年貢その他の上納物が滞らないよう、また習俗が乱れないようにし、百姓が潤うよう勉励すべきである。万一、下知を守らず、また私曲で百姓に迷惑をかけるようなことがあれば、重科に処す」というものである。また耕作当については平常田畠を巡回し、田畠を荒らさないように下知すべしと規定し、愈った場合には科米1升を課す（§2）としているが、これもいささか抽象的な規定である。というのは、この条項の限りでは、下知さえすればそれでよいのか、下知しても田畠が荒らされた場合はどうなるのか、田畠が荒れた状態とはどんな状態かなど、いろいろと疑問が出てくる。しかしこの条項の趣旨はそんなところにあるのではなく、要するに農民に田畠を荒らさないようとにと絶えず注意することを怠るな、ということにあるとみられるのである。

②さらに耕作当の任務として、水田については漏水を防ぐため畦を堅くし、また牛に踏ませるなど、水留めをしっかりとするとともに下知すべしとし、不行届きの節は耕作当に科米1升を課すと規定されている

（§3）。他方、間切内法では水留めについての下知を怠った場合、10貫文の料金に処す（§83）としている。水留めに関する規定が明文化されているのは類型IIIのみである。料金の額は間切によって違う。名護間切、金武間切では30銭（各村内法§29、§3）、他の間切では10貫文である（詳細をつくすには間切内法の料金にも言及すべきであるが繁雑になるので省略する）。なお条文では明確でないところもあるが、各間切とも水留め不徹底の場合、料金は耕作当に課されてたと理解される。ただし国頭間切の場合には、耕作当から10貫文の料金を徴収するだけでなく、水留めを怠った本人からも同じく10貫文の料金を徴収すると記されている（村内法§3）。

③その外、松や棕櫚、ソテツの植栽の下知に従わなかつた者は科鞭ないし料金に処するとし、下知をしないでこれらの植栽がおろそかになった場合には、捷、耕作当に料金10貫文を申し付けるとしている（§23～32）。

④もちろん村内法に違反があれば、いずれの条項についても捷や耕作当、あるいは山当に料金が課せられるというのではない。次のような場合には内法を犯した本人のみに料金がかけられている。すなわち田畠の畦畔を取り崩した場合；堤防や溝渠に稻苗等を植付けた場合；牛馬を放し飼いした場合；山野から生木や枯木、茅抹草、ソテツ葉などを刈り取った場合；耕作や山仕事で耕作当、山当の下知に従わなかつた場合等々。村における日常生活に関する規定違反の場合も大部分は本人に対する料金にとどまっている。

⑤ただし日常生活に対する規制条項はぐっと増加し、類型IIに示した条項の外に、正月の墓参、その他の墓参の場合の会食内容を規制したり、家の造作祝い時の会食内容を規制するなど、総じて「贅沢」を禁ずる条項がふえている。名護間切（村内法§8～19）では、元服、婚礼、誕生祝や老人の長寿を祝う「生年之祝」の会食、あるいは葬儀、洗骨の折の会食についても細々と規制を加えている。

⑥貢租未納の場合の措置、小作料未納の場合の措置、村役人の公金私借に対する措置等々については、すでに記したところであるからここでは省略する。

(2) 羽地間切の間切内法

次に羽地間切の間切内法について考察したい。類型IIで示した諸事項がこの間切内法に含まれていることはいまでもない。しかし羽地間切の内法には、類型IIではみられなかった村役人を義務づける条項が多く盛り込まれ、全体として村役人を支配機構の一環に組

み込んだ内容となっているのが特徴である。少し具体的にみてみよう。

①羽地間切内法の第1条は、「地頭以下文子⁸⁾に至る役人は番所に毎日4ツには出勤し、酉の刻頃に帰宅すべし」とする。「しかし御用があれば何時でも遅滞なく出勤すべし。もし欠勤すれば科料2升を申し付ける」と規定されている。まず地頭代以下文子に至る地方役人は王府の官吏であることがわかる。

②以下、番所での執務に対する注意事項が細々と続く。これらの条項の内には番所の掃除に関するもの(§5)や、番所での飲酒を禁止するというものの(§14)、あるいは火の用心に関する事項(§29)が含まれている。他方、また歳当の職務、諸帳簿の記帳の仕方などに関する条項が多く盛り込まれており、内法というより番所における役人の執務要綱といった感じがする。これらの規定に反した場合には科料として金銭を徴収するほか、条項によってはそれ相当の減俸とするとしている。

③こうした結果、間切内法の条項数は急増する。類型IIの場合、多くても三十数カ条であった間切内法の条文は、羽地間切の場合129条に及んでいる。他方、村内法の方は109条に及ぶ。これは支配の強化を示すものではあるが、反面、「こうした細かな規定が必要であったことは、共同体の実態が稀薄化していたから」(中村、1957, p.110)ともいえる。

村の秩序維持で注意をひくのは、「我儘なる者」に対する処置である。先にみた豊見城間切の場合、間切内法では「番所の説論を聞き入れず我儘なる者には1円～2円の科金を課す」(§7)とし、村内法では「隣近所、与中の説論を聞き入れず我儘なる者には20銭～2円の科金を課す」(§20)としている。だが羽地間切の場合、間切内法の条文は豊見城間切と同じで、科金の額も同じく1～2円であるが(§111)、村内法では「父母、親類の教戒を汲み受けず…(中略)…我儘なる者は官に願い出て島流しとする」(§50)としている。羽地間切以外で同様に島流しとすると規定しているのは本部間切である。

久志および今帰仁の両間切は、豊見城間切(類型II-B)と同様、科金を徴するというものであるが、科金の額は類型II-Bの場合よりもはるかに高い。久志間切の場合には、「隣近所、与中の論を汲み受けず我儘不埒

の者は科銭50～100貫文に処す」(村内法§50)としており、今帰仁間切の場合も同様の条文であるが科金は150貫文であった。

「我儘なる者」に対する処置でもっとも厳しいのは所払いである。名護、金武、国頭の各間切の場合がそれで、所払いとされたものの家は打ち壊すという極めて厳しいサンクションの行使があった。それだけに「我儘なる者」に対して直ちに所払いの処置がとられたわけではなく、まず科金を課し、それでもなお「我儘な」行為が改まらなければ所払いとするという二段構えとなっている。しかもこの場合、父母や親類の訓戒を聞入れず云々というのではなく、村役人および村の面々の訓戒に従わない場合とされている。たとえば名護間切の場合、「徒頭、耕作当および村中の指揮を受けない者には科金2円を課す。それでもなお自儘な者は地所を引揚げ所払いとする」(村内法§79)とされている。島流しの場合にはその処置を受けるのは我儘な者だけであるが、所払いとなると、当人のみならず家族もともに責任をとらなければならないのである。

類型IIIの場合、各間切の間切内法も村内法も、その条項、条文は酷似しているのであるが、「我儘なる者」に対する処置ではかなりの相違がある。「お仕着せ」の内法条文ではあっても、ここには各間切の実情が映し出されているとみるべきではなかろうか。「我儘なる者」に対する処置は間切によって相違がある。しかしいずれにしてもその処置の重さは類型IIとはくらべものにならないくらい重いものである。それだけ類型IIIでは支配体制に対する抵抗がそれだけ強かったということであろうか。

IV. 結びにかえて

以上、間切内法、村内法を類型化し、その特徴を考察してきた。これからわかるのは、間切・村内法には段階差があること、つまり原型的な類型Iが次第に支配機構のもとに組み込まれ、王府の出す令達とでもいうべき条項のなかに埋没し、内法が本来もっていた形態を失っていく姿であった。その過程で、例えば貢租未納の場合、連帶責任の範囲も拡大されている。類型II-Aでは、親類、次いで与が未納分の負担の責任を負わせられたが、II-BおよびIIIになると、与の次ぎに村があげられ、それでも未納分の解消が出来なければ、間切へと連帶責任の範囲は拡大される。こうした連帶責任の範囲の拡大は、貢租の未納が増加していったという事態に対応してのものであったろう。それを示すかのように、他方で未納農家に対する処置が厳しく

8) 地頭はここでは地頭代のこと。地頭代は地方役人で間切行政の最高責任者であった。後の村長に近い。文子は間切役人中の下役で書記にあたる。

なっている。つまり連帯責任の範囲が拡大することは、一見、共同体的連帯を示すようであるが、必ずしもそうではなく、連帯責任の範囲が拡大すればするほど、貢租未納の農家並びにその農家の親類の負担の度合は厳しくなっていったことを内法の条文は示している。すなわち類型II-BやIIIで貢租未納の農家に対する処置が家畜家財の公売だけでなく、「妻子を雇いに差遣わさせ」、あるいは「妻子を身売りさせ」と厳しくなっていることにそれが窺われる。しかし他方、こうした事例が増加することは共同体の解体にもつながりかねない。したがって農家が身売をせざるをえない場合には「与、親類に申し出ること、村役人はそれを間切に取り次ぎ、間切の指図をうけて身売りさせるよう取り計らうべし」(羽地間切各村内法§ 91)という規定もあらわれることになる。年貢未納農家に対する「土地引揚げ」も、それが増加すれば「村倒れ」、「間切倒れ」を結果することにならざるをえない。事実、村倒れ、間切倒れは多かったという。村落共同体を基底とする収奪体制の矛盾の現れである。

沖縄における村落共同体の性格に関連して重視したいのは「親類」である。間切内法・村内法の諸規定には、本土の五人組の掟と共に通するものも多いが、その五人組の掟を示した「五人組帳」でも貢租未納に対し連帯責任を謳っている。しかしその場合、貢租未納の農家に対しては、まず五人組が責任を持ち、次いで親類、村といふ順序が一般であった(穂積、1921, p. 83)。これからみると親類から与、村といふ沖縄の順序は例外的であるということになる。つまり本土の五人組の場合には地縁共同体性格が強いが、沖縄の場合にはなお血縁共同体的性格が強いとみられる。しかもその親類は門中と密接に関連するようである。

田沼によれば、村落はもともと門中という血縁集団をもって組織され、そのような村落が社会経済的な単位を構成していたのであって、与はのちに行政上の単位として最適的に村落を区分したものであるという(田沼、1927, p. 49)。旧くは一村落に門中は一つであったが、近世になれば一つの村落に幾つかの門中があるのが一般であった。同じく田沼によれば、豊見城間切の真嘉部落は62戸からなるが、門中は5門に分かれていた(同上書, p. 120)。このような状態のもとでは、内法にいうところの「親類」の範囲が問題となる。しかも地割制のもとでは、本土におけるような農地所持を基礎とする「本家-分家」の関係は成立しない。「親類」と「与」とはどんな関係に立ったのか。行政的な区分としての与は地縁的な家結合を意味し、そのうち

には門中を異にする農家が含まれることになる。

発生的には与は行政的な村落区分であったろう⁹⁾。しかし与はたんなる行政的な村落分割の単位にとどまつてはいない。それは地割のやり方と密接な関係があった。いわゆる地与^{じよ}である。そこでは血縁的な家結合のみでなく、地縁的な関係が形成される要素がある。つまりかつては門中を単位に組織された共同作業がいまや与を単位に組織させてくる。名護間切の村内法には耕作の後れた者に対し与中が加勢をするという規定がある(§ 51)。こうした一種の「結い」とでもいすべき共同作業は他の間切の内法には記されていないものの、かなり一般であったのではなかろうか。仲吉は与は貢租の連帯納入と共同作業の二つの目的をもっていたと記している(仲吉, 1928 ①, p. 446)。いずれにしても地縁的な家結合である「与」と血縁的な家結合である「親類」との関係が沖縄における村落共同体の性格を解く一つの有力な手掛かりとなると思われる¹⁰⁾。

なお田沼によれば、地割の方法は間切によっても、村によっても相違があるが、概していえば国頭郡では人頭割で、中頭郡では貧富の差を加味した地割の方法がとられている。この両者は面積による地割であるが、島尻郡では耕地の良否に重点をおき、叶米(小作料)を基準とした割替が大部分であるという(田沼, 上掲書, pp. 285-6)。これは興味ある指摘である。というの

9) 仲吉によれば、「与の構成員は親類又は一門(すなわち小氏族)に限られ(ていたが一引用者), 近代に至り地理的区域の関係上, 他氏族をも其の構成員に加え」たとされている(仲吉, 1928 ①, p. 443)。

10) 本土とくらべ沖縄農村の場合には地縁的な結合が弱いように思われる。現在, サトウキビ収穫作業の機械化が課題とされているが, その場合, 二つの問題がある。第一は作業体系の機械化の要となる機械そのものが実用的にはまだ問題を残していること, 第二是収穫機を利用する組織の問題である。前者は別として, 機械利用組織の編成の場合, 本土では村落がその基礎とされることが多いが沖縄の場合にはそうはいかないという問題があるという(沖縄開発庁沖縄総合事務局, 安谷屋隆司氏談)。沖縄の村落では農家間の結びつきが弱く機能集団の編成は容易ではないというこの指摘にひそむものは何であろうか。本土では地縁的な集団の経験が(無意識に)機能集団の編成に活かされているとみられるのであるが, 沖縄ではそうした地縁的集団の経験が乏しいということであろうか。とすれば生産組織の編成にあたり本土ではほとんど問題にならないような課題が沖縄では課題となるということであり, 沖縄におけるサトウキビ収穫機利用組合の編成は一からスタートしなければならないということである。逆にこのことは本土の村落についてこれまでの理解に反省をうながすものと捉えたい。

は郡によって地割の方法が違うということは、同時に内法の類型によって地割の方法が違うということをも意味するからである。田沼が根拠とした資料が何であるかが明らかでないため、その指摘を具体的に検証することはできなかったが仲吉論文により郡別に地割方法の差をみてみたのが表4である。国頭郡では「平等配分」が多い。中頭郡ではかなりバラツキがみられるが、比較的多いのは「労力・資力差による配分」である。島尻郡では「持地率による配分」が最も多い。持地率による割替の場合は、各農家の「土地の割合に変更なく、単に土地のみの移動を行うの制度」と仲吉は記している(仲吉, 1928②, pp. 586)。以上のような地割方法の違いは、これを変化として捉えると地割制は解体の傾向を示していたと捉えることができる。西原の研究によれば、近世末期には地割制は事実上解体し、土地保有権が「所有権化」しつつあったことが強調さ

れているが、その際、島尻地方にその傾向が著しいという(西原, 1970, p. 87)。

ここまでくると、本稿での内法の類型化自体に疑問が出てくる。筆者は本稿で発生的・形式的な視角から内法の類型化を行い、そのなかで島尻郡の内法は類型IIIに至る過渡的形態としたが、地割制の解体傾向とあわせ考えると、類型II-Bとした島尻郡内の内法は類型III(国頭郡の諸内法)に至る過渡的形態ではなくむしろその解体形態、しかも最も解体の著しい形態とみるべきであるということになる。他方、中頭郡の内法は国頭郡と島尻郡との中间に位置する、ただし解体過程として後者の方向に向かうものと捉えるべきであるということになる。しかし中頭郡と同列に扱った粟国島の内法はそれとは区別して扱うべきであるということになろう¹¹⁾。だが、こうした構想も目下のところは仮説の域を出ない。その検証のために中頭郡の間切につ

表4 地割方法別村落数(沖縄本島)

	島尻	中頭	国頭
A. 平等配分：	(14.5)	(21.2)	(59.9)
1) 老幼男女を問わず、地人各戸の現住人口を標準とし平等に配分するもの	23 (14.5)	14 (16.5)	31 (40.8)
2) 一定の年齢に達した男女に配分するもの	13 (17.1)
3) 地人各戸に平等に配分し、新たに分家したもののには地人1戸の半分を配分するもの	...	4 (4.7)	...
B. 男女差・年齢差による配分：	(6.9)	(15.3)	(18.4)
4) 男女に差等を設け、男に多く、女には少なく配分するもの	1 (0.6)	4 (4.7)	14 (18.4)
5) 一定の年齢以上の男子を標準とし、その年齢に応じて配分するもの	10 (6.3)	9 (10.6)	...
C. 労力・資力差による配分：	(14.6)	(40.0)	(15.8)
6) 各戸の労力・資力を標準に配分するもの	23 (14.6)	30 (35.3)	12 (15.8)
7) 村または与の名譽職を勤めた功労者に割増しをし、その他は労力・資力の大小に応じて配分するもの	...	4 (4.7)	...
D. 持地率による配分：	(64.0)	(23.5)	(7.9)
8) 地割地を2分または3分し、その幾分かは前期の持地率に、他の幾分かは現住人口によるもの	2 (1.3)
9) 各戸に一定の持地率あり、その率により配分するもの	99 (62.7)	20 (23.5)	6 (7.9)
計	158 (100.0)	85 (100.0)	76 (100.0)

注：1) 地人は村に居住する農民のこと。百姓地の分配を受け耕作し貢租負担の義務を負った。

2) 括弧内は百分率。

3) 仲吉朝助, 琉球の地割制度(2) : 史学雑誌 39(6), 1928, 584-5頁により作成。

いて省略されていない間切および村内法の探索が必要であるし、一層重要なのは島尻郡の間切の内法について、もっと旧くは国頭郡の間切と類似するような形態をとっていたのかどうか、その点の検証が必要である。他日を期したい。

文 献

- Ault, W. O. 1972 Open-Field Farming in Medieval England: A Study of Village By-Laws. George Allen and Unwin, London
- 全 雲聖・上野重義 1987 植民地下における土地調査事業とその性格。九大農学芸誌, 41(3・4) : 185-194 頁
- 浜中 昇 1986 朝鮮古代の経済と社会。法政大学出版局, 東京
- 穂積陳重 1921 五人組制度論。有斐閣, 東京
- 磯辺俊彦 1986 沖縄農業における土地所有=利用構造について。磯辺ほか: 農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書。沖縄総合事務局農林水産部農政課, 那覇, 1-35 頁
- 金城正篤 1972 近世沖縄の経済構造。琉球政府編: 沖縄県史 3. 那覇, 51-120 頁

11) ただし粟国島内法が、原型的な久米島の内法（類型I）から国頭郡の内法（類型III）への過渡的形態であるとする位置づけに変わりはない。

- 児玉幸多 1957 近世農民生活史(新稿版)。吉川弘文館, 東京
- 来間泰男ほか 1979 近代沖縄農村におけるウェーキ・シカマ関係、南島文化, 創刊号: 3-21 頁
- 中村吉治 1971 新訂 日本の村落共同体。日本評論社, 東京
- 仲吉朝助 1928 琉球の地割制度①, ②, ③。史学雑誌, 39(5) : 441-466 頁, 39(6) : 578-602 頁, 39(8) : 797-830 頁
- 西原文雄 1970 「土地整理」に関する一考察。沖縄歴史研究会編: 近代沖縄の歴史と民衆(沖縄歴史研究別冊), 那覇, 81-109 頁
- 奥野彦六郎 1977 南島村内法。至言社, 東京(ただし 1952 年刊行の復刻版)。
- 琉球政府編 1965 沖縄県史 15 (資料編 4)。那覇椎名重明 1962 イギリス産業革命期の農業構造。御茶の水書房, 東京
- 高良倉吉 1983 間切。沖縄大百科事典刊行事務局編: 沖縄大百科事典(下)。沖縄タイムス社, 那覇, 508-509 頁
- 同 1987 琉球王国の構造。吉川弘文館, 東京
- 田沼 浩 1927 琉球共産村落之研究。岡書院, 東京
- 山田龍雄・大田遼一郎 1966 佐賀県農業史。佐賀県, 佐賀
- 山本弘文 1983 地割制。沖縄大百科事典刊行事務局編: 沖縄大百科事典(中)。沖縄タイムス社, 那覇, 472 頁

Summary

Before the introduction of civil and criminal laws and the right to land ownership to Okinawa by the Meiji government, the peasants' lands in each village in the Okinawa island proper had been reallocated with the intervals of 2 to some 30 years and each village had its own bylaws. Those bylaws might have originally consisted of the rules for the use of farm lands and woodlands and for the ways of lives of villagers, but with the passage of time some of the directions or notices by the Ryukyu Dynasty had been included into the village bylaws.

It has been pointed out that these bylaws are similar to each other and an emphasis has been placed quite often on the articles provided the measures for the tribute in arrears, i.e., traffic of wife or children of a peasant who could not have paid his tribute, though the human traffic here meant in most cases an engagement in farming or domestic work for a certain period of years under a person who paid a lump sum of money.

Observing a little in detail, however, considerable differences are found between village bylaws from one county to another, though the bylaws of each village are quite similar to each other within one county; and on the other hand not all of the village bylaws have the articles of traffic of family members in order to pay the tribute in arrears.

In this study, the village bylaws in the Okinawa island proper are classified into three types from an aspect of historical evolution in a logical sense.

Type I: includes the bylaws that consist mainly of the rules between the members of a village community.

Type II: includes the intermediate ones. The bylaws in this category are divided into two; Type II-A stands for the bylaws having a close relation to those in Type I, but Type II-B stands for the ones having some close relation to those in

Type III.

Type III: includes those bylaws of which articles involve many directions or notices by the Ryukyu Dynasty, so that the bylaws in this type are considered to be a means of control of village communities by the central government.

The bylaws in Types I and II-B have no article on the traffic of family members in case a peasant had tribute in arrears. The bylaws prescribed in this case that his relatives first and next his neighbors should pay the unpaid tribute. If remained any, it should be shared among the other peasants in the village. The articles on the human traffic are found in Type II-B and then in Type III.

The bylaws in Type I consist mainly of the rules between the members of village community in farming and daily life. According to bylaws, the village meeting was held under the presence of all members each of whom represented a family. An abesentee had to pay a fine in rice. No article of this kind is found in bylaws in Types II and III.

Compared with bylaws in Types I or II, the bylaws in Type III consist of many articles. The former includes some 30 articles, but the latter consists usually of about 100. It is due to the fact that these many articles were set to deal with many trifling affairs, for example, how to handle the office records or how to keep the village office clean, etc. Thus the bylaws in the latter may as well be said no longer the rules for the community members themselves but rather a collection of the notices and directions to keep villagers under the control of central government, the Ryukyu Dynasty.

Somewhat similar bylaws were enforced in villages in Japan proper in the pre-Meiji era. When compared with them, one of the features of bylaws in Okinawa lies in the role of relatives to meet the problem of tribute in arrears. When a peasant could not afford to pay his tribute, most village bylaws in Okinawa, with or without the articles on human traffic, prescribed that his relatives firstly should pay the unpaid tribute in place of this peasant; secondly, the neighbors who belonged to the same *kumi* (a kind of group) with this peasant; and thirdly, the other peasants in the village. In Japan proper, the first aid was the neighbors of the same *kumi*, the second, the relatives, and the third, the villagers. This shows that the village communities in Okinawa were in a more primitive stage than those in Japan proper.

The counties, on the other hand, can be classified into three types by the practices of reallocation of peasants' lands. Those types correspond largely to the types classified by village bylaws. Type III by bylaws corresponds to the most backward type by the practices of land reallocation. A further investigation will be needed to clarify the relationship between the types classified by the practices of reallocation of peasants' lands and the ones by the village bylaws.